

制度運用

1. 認定 平成30年度（経済産業省「外国人起業活動促進事業」に基づく認定）
2. 対象分野
 - ・ 高度技術を活用した事業（IT, 健康, 医療・福祉, 環境, 物流等）
 - ・ 既存産業の高付加価値化やイノベーションを誘発する事業
 - ・ その他、神戸市長が必要と認める事業
3. 支援体制
 - ・ 専用窓口を開設して専任職員を配置（JETRO神戸に設置）

実績

1. 認定実績：9件（予定含む）
 - 年度別：令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度5件（予定含む）
 - 国籍別：英国1件、カナダ2件、インド1件、ロシア2件、韓国2件、エジプト1件
 - 事業内容：飲食店DX（スマホ注文アプリ等）、ゲームアプリ開発、ソフトウェア開発、投資先の経営診断サービス、観光業サービスDX
2. 問い合わせ件数：延べ約160件（令和元年度1件、令和2年度38件、令和3年度66件、令和4年度52件）

1. 全体論

- ・ 内閣府国家戦略特区と経済産業省「外国人創業活動促進事業」に基づくスタートアップビザの申請する外国人にとって、制度選択における差異（政策目的など）が分かりにくい部分がある。
- ・ 特区制度の方が創業後の事業所要件などが受けられるため、スタートアップビザの更新可能期間の差異を除けば経済産業省の制度申請に関する明確なメリットが理解されにくい。
- ・ 申請者、自治体、行政書士などの関係者が理解・運用しやすいよう、制度及び手続き面の整理（または統合）がなされれば円滑な制度利用が可能となると思われる。

2. 事業所要件 (認定コワーキング)

- ・スタートアップの創業直後は黒字化するまで固定費支出は事業成長の足かせとなる場合がある。
(本市ではスタートアップビザ対象者が創業後1年でオフィス賃料の負担も経営状況悪化の一因となり廃業した事例あり)
- ・近年のオフィス形態の多様化により、個室オフィスのみを事業所要件とする必然性が薄れている。
(本市は補助制度により、スタートアップ等を対象としたコワーキングスペースの新規開設を促進しており、外国人起業家の創業の場としても活用されることを期待している。(平成30年度～累計実績11件))

3. 大学内の創業支援施設

- ・近年、多くの大学が創業支援や学内の創業支援施設の整備に取り組んでいる。
(「ひょうご神戸スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」には域内5大学が参画している。)
- ・地方都市は大学が高度外国人材の獲得経路でもあり、大学内を事業所とすることで創業支援につながる。
(本市では留学生による学生起業(経営管理ビザ取得)の相談を受けている事例あり)

HKSF
HYOGO KIBI STARTUP FUND

4. 銀行口座開設

- ・ 入国後6か月以内は非居住者口座しか開設できない運用実態があり、支払いや資本金の受け入れ等の **起業準備活動及び生活基盤整備に大きなハードル**となっている。

(ビザ期間内(特区は6か月、経済産業省制度は最大1年間)の創業が口座開設の遅れにより危ぶまれる懸念がある。)

- ・ スタートアップビザ期間中は、**自治体が継続的なフォロー**をするため、対象となる外国人の国内居住実態が確認できなくなった場合には把握が可能である。

5. 資本金要件

- ・ 法人設立後の **公的補助金・助成金などの受入計画がある場合には、初回経営管理ビザ申請時の資本金要件(500万円)を下げるなどの要件緩和の検討の余地**があると思われる。
- ・ 自治体にとっても、**創業支援制度の活用促進と外国人の創業支援**につながることを期待される。
(兵庫県・神戸市「スタートアップ設立立地促進補助」は3年間最大1,200万円を補助(平成30年～累計27件))

(参考) 経営管理ビザ移行時に資本金要件を満たすことを困難にする他の要因として、スタートアップビザ期間中(最大1年間)は国内での収入活動が一切認められていないため。生活費・活動費の補填ができないことも挙げられる。